

衛生指導課 NEWS

安全・安心な生産「クリーンポーク生産農場認定」への取り組み

下越家畜保健衛生所

はじめに

新潟県では、消費者ニーズに対応した安全・安心な生産物を供給するため、平成12年度より乳用牛、肉用牛、豚及び採卵鶏において生産農場へのHACCP方式導入定着事業がスタートした。当事業では、平成12～13年度において農場状況を調査、調査結果をもとに畜種別に危害因子を特定、それぞれの因子に対し管理基準を設け、H14年度から危害要因をコントロールする形式をモデル農場で導入・実証中である。そのような中、新潟県は豚肉消費量が全国的に見て上位である背景から、県産豚肉の消費拡大を目的にクリーンポーク（以下CP）認定事業を発足した。今回、当所管内9農場がCP生産農場認定に向け取り組みを実施したのでその概要を以下に記す。

クリーンポーク認定事業

1. 事業の目的及び流れ

認定農場の生産物を有利販売に結び付け、県産畜産物の生産拡大を目指す事を目的に県畜産協会の基、事業を展開。本事業は管理獣医師指導の基、HACCP方式導入による衛生管理を実践している農場のうち、定められた基準をクリアしている農場について、認定委員会より「クリーンポーク生産農場」と認定。なお、HACCPについては、物理的要因として注射針の残留、化学的要因として動物用医薬品の残留を危害因子として特定。生物学的要因については参考指標としてサルモネラを設定。注射針及び動物用医薬品の残留については管理基準を設け、衛生プログラムの設定及び注射針・医薬品の記録管理をもって危害要因をコントロールすることとした。

事業の計画として、HACCP方式導入については県事業から継続して実施。本事業は獣医師による衛生管理が大きなポイントとなるためH14～16にかけ獣医師定着を目的に補助事業を展開。また、認定制度の整備として、H15年度、認定基準の設定及び認定委員会が設立され、平成16年1月に第1回目の農場認定審査が行われた。（図1）

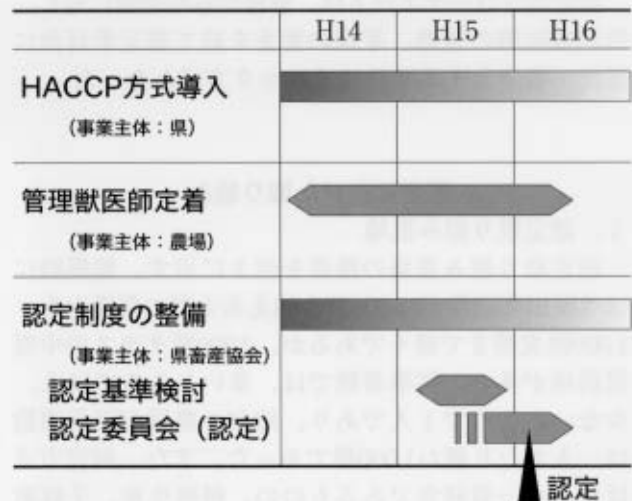


図1 クリーンポーク認定事業計画

2. CP生産農場認定

クリーンポーク生産農場認定にあたり、様々な角度から審査できるよう、学識経験者、生産、流通、消費者、団体、県と様々な分野から認定委員が選出された。

(表1)

認定基準は表1に示したとおり、7項目について審査が行われ、特にHACCP関連である、衛生プログラムの確立、医薬品及び注射針の使用・在庫管理については、重点チェック項目となっている。また、食肉検査のうち薬物残留及び注射針残留については遡って2年間残留が無いこと、薬物の適正使用の裏付け資料となる指示書の保管も重要な査定ポイントとなった。

表1 認定委員構成及び認定基準

学識経験者	大学教授、県獣医師会
消費者	消費者協会、生活協同組合
生産者	養豚協会、養豚経営者会議
流通関係者	食肉事業協同組合、民間
畜産関係団体	全農
県機関	家保、食肉衛生検査所

項目	内容
飼養衛生管理	衛生プログラム、出荷記録
飼料管理	在庫・使用管理、ステージ別給与
医薬品管理	在庫・使用管理、指示書保存
注射針管理	在庫・使用管理
衛生検査	各種検査、食肉検査、衛生指導
生産物流通	販売ルートの確立
環境対策	排泄物適正処理

認定のフローチャートは、農場からの申請に対し、管理獣医師の推薦、家保の審査を経て認定委員会に提出・審査とする3重のチェック方式となった。

認定に向けた取り組み

1. 認定取り組み農場

認定取り組み農場の概要を表2に示す。規模的には年間出荷頭数が15,000頭を越える大型の農場から、1,000頭規模まで様々であるが、2,000頭クラスの中規模農場が多い。従事者数では、多いところで11人、少ないところで1人であり、殆どの農場が出荷頭数は一人あたり概ね1,000頭であった。また、飼育方式は殆どが一貫経営であるものの、種豚生産、子豚販売を併用している農場もみられた。I農場についてはスリーサイトシステム方式をとっているため、肥育農場のみで取り組みを実施した。農場の管理獣医師は大半が開業獣医師であったが、2農場については診療所を併設し、衛生プログラムが設置されていた。

表2 農場概要

農場	出荷頭数	従事者	飼養方式	Vet.	Prg.
A	7,400/年	8	一貫・種	開業	無
B	2,100/年	2	一貫	開業	無
C	2,100/年	2	一貫	開業	無
D	1,100/年	2	一貫・子販	開業	無
E	2,800/年	2	一貫	開業	無
F	4,700/年	5	一貫	開業	無
G	9,700/年	11	一貫	診療所	有
H	1,000/年	1	一貫	全農	無
I	15,700/年	3	肥育	診療所	有

2. 取り組みの概要

下記の①～⑤の項目について取り組みを実施した。①～③については管理獣医師および家保の指導のもと、農場毎に対策を随時検討した。④については、生産者に生産物がどのように流通しているか再確認してもらうため、実施した。⑤については法適合しているか確認のため実施した。

- ① 動物用医薬品の適正使用並びに段階別飼料給与を考慮した衛生プログラム確立
- ② 動物用医薬品及び注射針の記録管理
- ③ 各種検査成績から衛生状態把握・管理体制の再考
- ④ 生産物流通ルート把握

⑤ 排泄物の適切処理化

以下に、具体的な内容を記す。

「衛生プログラム作成」

取り組み第1段階として農場毎に衛生管理のベースとなるプログラムを構築した。農場における薬剤使用状況、PIGフロー、飼料給与状況を聞き取り適正に運営されているか確認した。既にプログラム作成済みの2農場については、薬剤の適正使用について確認した。衛生プログラムについては、薬品名、投与量、休業期間を記載し、かつPIGフローを合わせてプログラムシートに記入することで、どのタイミングで、どの薬剤を、どれだけ使用するか一目でわかるよう整理した。このシートは対外的にも農場の衛生対策がわかるものと思われる。

「衛生プログラムの更正」

衛生プログラムは、よりの確に運営できるよう各種検査成績を参考に、更正することとした。農場別に薬剤の使用状況を集計したところ、飼育方針が2つのタイプに分類された。一つはABDFI農場にみられる添加剤を極力使用しないタイプ。もう一つは、添加剤により異常豚の発生を抑え生産性をあげるタイプに分類された。プログラム更正時、農場のタイプを加味し実施した。具体的にはD農場では、病原体対策について添加剤ではなくワクチンで対応、H農場においては、検査成績を理解してもらい、むやみやたらに添加剤を使用しない方向で6から4薬剤へと改善指導した。その他、ワクチンの接種時期の不適が2農場でみられ、これに関しては速やかに適期に移行するよう指導した。

(表3)

表3 衛生プログラムの更生

	添加剤	Vac.	駆虫剤	改善事項
A	1	5	1	Vac.接種時期変更
B	1	5	2	Vac.接種時期変更
C	4	3	1	Vac.増
D	0	1→3	1	
E	5	5	2	
F	1	3	1	
G	7	6	2	添加剤減
H	6→4	3	1	
I	1			

「管理体制の再考」

管理体制については、作業状況・環境の不適があった場合には、適宜指導を行った。一例を紹介すると、フロー別に部分的オールイン・オールアウト方式を導入した農場において、呼吸器病の発生が改善されなかったため衛生状況を調査した結果、フロー毎に著しいPRRSVの動きがみられた。当該農場では作業手順に一貫性がみられなかったため、日齢の若いところから作業を実施する一方通行化（いわゆるワンウェイ方式）、フロー毎の踏込み消毒槽の設置等について提案し、その後、離乳舎内のウイルス消失、その後のフローでもウイルスの動きが小さくなり改善された。（図2）

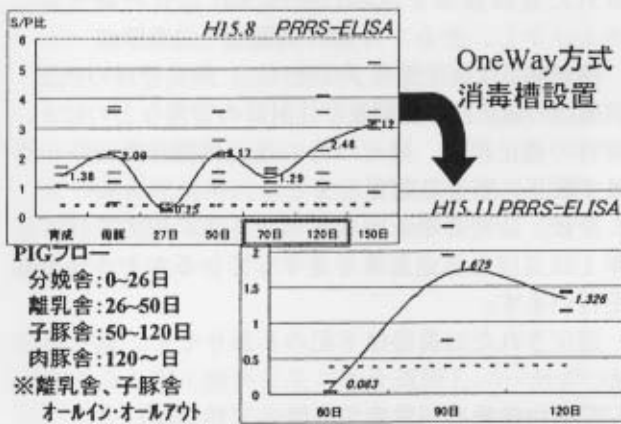


図2 管理体制の再考（一例）

「危害因子コントロールのための記録管理」

今回の取り組みのなかで、最重要課題かつ困難な部分が記録管理であった。記録の軽減を図るため、衛生プログラム上ルーチンに使用する動物用医薬品については使用簿を省略し購入・在庫管理のみ記載。その他、治療薬については購入・在庫管理に加え使用状況を記録簿に記載した。注射針、飼料についても同様の管理簿を設置した。また、要指示医薬品については、指示書と整合するよう記載することとした。記録簿は当初、同一様式でスタートしたが、従事者・作業状況など農場スタイルを考慮し、記録継続のため記入者がやり易いように記録簿の改築を行った。また、記録簿のチェックは管理獣医師により定期的に確認してもらうこととしている。



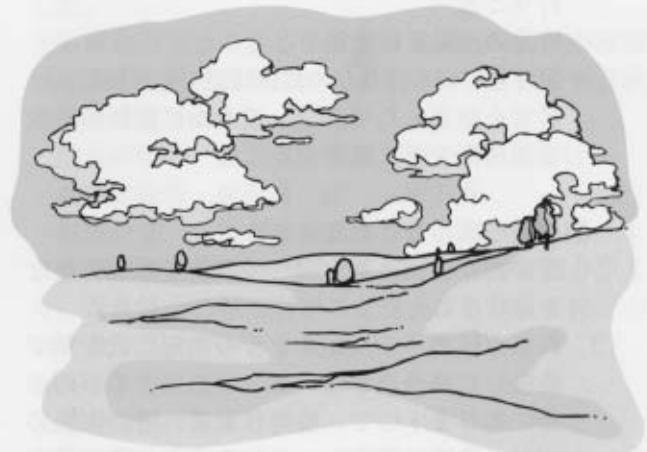
取り組みの効果及び課題

取り組んだ9農場のうち、家保までの段階で記録簿不備、薬剤残留により2農場が不適と判断され、最終的には、7農場がCP生産農場と認定された。不適となった2農場については、次回の申請に向け取り組み実施中である。

今回の取り組みを実施し、以下の効果が認められた。第1にHACCP方式の農場定着普及は、安全な生産には必要な手法と思われるが、単純な押し付けは、良い結果には結びつかないものと思われる。規模、従事者、畜舎環境、方針等の農場スタイルに合わせた対応が必要不可欠となり、そのため、家保としては的確な指導の基、長続きする方法をみつける事が重要である。また、CP認定事業で実施した記録管理は、薬事法に対しても充分対応するものと思われ、今後開始予定の豚肉でのトレーサビリティシステムに容易に移行できるものと思われる。

一方、以下のことが課題として考えられた。現在、生産物を取り巻く状況が厳しくなっていることから、診療面以外に衛生管理のための獣医師の存在が必要となると考えられる。当初管内では、この衛生管理獣医師を持つ農場はそう多くなく、農場への更なる定着が望まれるところである。併せて、家保としても、衛生管理体制作り、的確な衛生指導の他、法に基づく監視等、こういった問題に幅広い対応ができるよう努力することが必要と思われた。

今回、当所管内で7農場、県全体では31農場がCP生産農場と認定された。認定農場の生産物が有利販売化され、生産者に反映することを祈念する。



高病原性 鳥インフルエンザの発生

今年1月12日に山口県の養鶏場で、高病原性鳥インフルエンザが、わが国では79年ぶりに発生し、引き続き2月17日に大分県の愛玩鳥（チャボ）及び26日の京都府の大規模養鶏場で各々1例の発生がありました。また、海外では相前後して東南アジア各地での発生が伝えられ、ヒトへの影響も心配されています。

1 高病原性鳥インフルエンザとは

鳥インフルエンザは、鶏、あひる、七面鳥、うずら等に感染し、高い死亡率を示すもの、また、ウイルスが変異し死亡率が高くなる可能性のある特定のウイルスによるものを高病原性鳥インフルエンザといいます。

2 本病の症状

突然の死亡羽数の増加、産卵率の低下、せき、くしゃみ等の呼吸器症状、食欲や飲水欲の減退、顔面、肉冠、肉垂、脚の浮腫とチアノーゼ等の様々な症状を示します。

3 予防

- 農場、畜舎の出入りを規制すること
- 車、作業服、長靴、輸送箱などの消毒を十分行うこと
- 野鳥の出入り防止策をとること
- 飼育している鶏などの健康状態を毎日観察し、異常を確認した場合は、速やかに獣医師か家畜保健衛生所に連絡すること

4 関係者は次のことを厳守する

- 畜産関係者は、発生国への農場視察旅行などを避けること
- 高病原性鳥インフルエンザの病鶏に近距離で接触した場合などは、ヒトに感染する事例が稀にありますので、農場作業中、その家族の方は、健康に留意し、発熱などの体調に異常があった場合は医師の診療を受けること
- なお、食品としての家きんの卵、肉を食べることによって、ヒトが鳥インフルエンザに感染した例は、世界的にありません。

クリーンポーク生産農場として 31農場を認定しました

平成15年度から県の委託事業を受けて、安全・安心な食肉を求める消費者ニーズに応えるため、管理獣医師に定期的巡回指導、検査などHACCP方式の考えに基づく衛生管理手法を導入している養豚場を審査しました。認定作業は協会が定めた認定基準に照らし学識経験者、生産者、流通関係者、及び消費者の各分野から構成される認定委員が担当し、申請された養豚農場を巡回し提出された資料を十分にチェックし、去る1月27日に認定しました。

審査項目は衛生管理プログラム、飼養管理の状況、医薬品の適正投与記録及び注射針の管理などのほか、飼料の適正給与、排せつ物の適正処理や販売ルートまで厳正に審査し認定しました。

今後、認定農場を家畜保健衛生所の協力を得て、年1回巡回し認定基準を遵守しているかどうか点検を行います。

認定された31農場は下記のとおりです。

- 中央家畜保健衛生所管内（10農場）
 燕市：笠原隆、齋藤慶藏、中条功、中条守、本多義夫
 白根市：小田信雄、小嶋洋朗、小林嘉之
 田上町：吉沢博文
 巻町：齋藤春敏
- 下越家畜保健衛生所管内（8農場）
 新発田市：(株)ナカシヨク・長蜂農場、下田農場
 中条町：(有)シムラ・中条ファーム
 朝日村：(有)雪国牧場
 (有)マスエイ農産
 (有)スエヒロファーム（相馬信男）
 関川村：(有)山口ファーム
 神林村：佐藤正平
- 中越家畜保健衛生所管内（13農場）
 十日町市：田中勤、生越利男
 川西町：澤口茂利、平野清志、丸山隆太
 天津南町：山田芳男、大関捻、山岸秀世
 山岸修、中島一具
 栃尾市：葛綿正則、齋藤一郎
 湯之谷村：渡部敦